

多賀城市立図書館システム構築業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

平成26年8月

多賀城市教育委員会

目次

1	実施要領の位置付け	・・・p. 1
2	業務の目的	・・・p. 1
3	業務の実施及び事業者の選定	・・・p. 1
4	業務の概要	・・・p. 1
5	公募スケジュール	・・・p. 2
6	参加資格要件	・・・p. 2
7	参加申込	・・・p. 3
8	質問の受付及び回答	・・・p. 4
9	業務提案書等の提出	・・・p. 4
10	選定方法	・・・p. 5
11	契約締結	・・・p. 5
12	その他留意事項	・・・p. 6
13	担当	・・・p. 6

1 実施要領の位置付け

多賀城市立図書館（以下「図書館」という。）の図書館システム構築業務を委託するにあたり、多賀城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）において実施する公募型プロポーザルの手続き等について定めるものです。

2 業務の目的

図書館では、平成25年11月に策定した第二次多賀城市立図書館基本計画（以下「第二次基本計画」という。）及び多賀城市立図書館移転計画（以下「移転計画」という。）に掲げる構想に基づく事業を実施するため、指定管理者制度を導入することとして、カルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社を指定管理者として指定し、平成27年9月に図書館の移転及び開館を目指しています。

本業務は、移転後の図書館において、第二次基本計画及び移転計画に基づく利用者目線に立った利便性等を追求した様々なサービスを提供することとしていることから、移転を契機として新たに図書館の基幹業務システムを構築するとともに、当該システムを中心としたハードウェア及び利用環境の整備を行うため実施します。

3 業務の実施及び事業者の選定

本業務の性質上、高度な又は専門的な技術が求められることから、当該技術等を有する事業者へ委託して実施し、業務契約の相手方選定については、事業者の業務提案及び見積価格の総合評価を行う公募型プロポーザル方式により選定します。

4 業務の概要

(1) 業務名

多賀城市立図書館システム構築業務

(2) 業務内容

次の内容で実施します。詳細は、説明会の際に配布する「多賀城市立図書館システム構築業務要求水準書」に記載します。

ア 図書館システムの構築

イ ソフトウェア・ハードウェア・館内ネットワークの導入

ウ 既存システムからのデータ移行

エ システムマニュアルの作成、操作研修

オ 上記ア～エに関連する付帯作業

(3) 業務委託期間

契約締結日（平成27年10月予定）の翌日から平成27年7月31日まで

(4) 業務予算額の上限

金 110,000 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※内訳 平成26年度 44,000 千円

平成27年度 66,000 千円 (債務負担行為設定済額)

5 公募スケジュール

- (1) 実施要領等の公表 平成26年8月20日 (水)
- (2) プロポーザル説明会 平成26年8月27日 (水) 午後2時から
- (3) 質問書の受付期間 平成26年8月27日 (水) から
同年9月 1日 (月) まで
- (4) 質問書への回答期限 平成26年9月 2日 (火) まで
- (5) 参加申込書受付期間 平成26年8月27日 (水) から
同年9月 5日 (金) 午後5時15分まで
- (6) 業務提案書等提出期間 平成26年8月27日 (水) から
同年9月22日 (月) 午後5時15分まで
- (7) 選定委員会 平成26年9月25日 (木) 開催予定
- (8) 審査結果通知 (予定) 平成26年9月26日 (金) 予定

6 参加資格要件

次に掲げる要件全てに該当する場合に、本プロポーザルの参加資格要件を満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 宮城県内に本店・本社、支店・支社又は営業所を有している者
- (3) 破産法 (平成16年法律第75号) 第15条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法 (平成14年法律第154号) 第17条の規定による更生手続開始の申立て、及び民事再生法 (平成11年法律第225号) 第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者
- (4) 国税及び地方税の未納がない者
- (5) 国、都道府県、市町村及び独立行政法人等からの指名停止及び指名回避の措置を受けていない者
- (6) 直近5年間に同種の事業実績がある者
- (7) ISO9001 (※1) を取得の上、ISO27001 (※2) 等のISMS (※3) 認証及びプライバシーマーク (※4) のいずれかを取得している者
- (8) 多賀城市暴力団排除条例 (平成24年多賀城市条例第31号) に定める暴力団及び暴力団員等に該当しない者

- ※1 ISO9001：ISO（国際標準化機構）による、製品やサービスの品質保証を通じて組織の顧客や市場のニーズに応えるために活用できる品質マネジメントシステムの国際規格
- ※2 ISO27001：情報の機密性、安全性などを事業者内で継続的に 確保・維持するシステムを確立するために 定められた国際規格
- ※3 ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム（Information Security Management System）のことで、組織における情報セキュリティを管理するための仕組み
- ※4 プライバシーマーク：個人情報保護に関して一定の要件を満たした事業者に対し、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）により使用を認められる登録商標

7 参加申込

(1) プロポーザル説明会

参加申込を希望する者は、次の日程で実施する説明会に必ず参加してください。説明会に出席しなかった者は、本プロポーザルに参加できません。

ア 日時

平成26年8月27日（水）午後2時から

イ 会場

多賀城市役所6階602会議室

ウ 申込方法

平成26年8月26日（火）午後5時15分まで、担当あて電話またはEメールで申込みください。

エ 内容

当実施要領及び「多賀城市立図書館システム構築業務要求水準書」に係る内容説明及び質疑応答（内容により後日回答する場合があります。）

(2) 参加申込

次の書類を担当まで持参又は郵送してください。

ア 参加申込書兼誓約書（様式1）

イ 法人の印鑑証明書（発行日より3か月以内）

ウ 国税及び地方税に未納がないことを証する書類（発行日より3か月以内）

エ 「6参加資格要件」(7)の認証を取得していることを証する書類

オ 暴力団排除条例に係る誓約書（様式2）

(3) 申込期限

平成26年9月5日（金）午後5時15分

(4) 参加資格の可否及び喪失

当該プロポーザルの説明会に出席の上、当実施要領に掲げる参加資格要件を満たし、かつ参加申込書兼誓約書を提出した者は、本プロポーザルへの参加資格を有するものとします。

ただし、次のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失し、選定の対象から除外するものとします。

- ア 当実施要領に掲げる参加資格要件を満たさなくなった、または満たしていないことが判明した場合
- イ 期限までに業務提案書等を提出できなかった場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 「多賀城市立図書館システム構築業務要求水準書」別紙1に記載の「必須項目」に対し、一つでも対応できない項目があった場合
- オ 本事業に係る参考見積額が予算上限額（110,000千円）を超過している場合
- カ 申込者がプロポーザルの辞退を申出た場合

8 質問の受付及び回答

(1) 方法

本プロポーザルに係る質問については、当該プロポーザルの説明会で受付、回答します。

説明会終了後以降については、様式3質問書に必要事項を記入し、担当までEメールにて提出してください。

(2) 受付期限

平成26年9月1日（月）午後5時15分

(3) 質問書に対する回答

参加申込のあったすべての事業者に対し、平成26年9月2日（火）までに質問事項と併せて回答します。回答先のEメールアドレスは、説明会時に確認します。

9 業務提案書等の提出

(1) 提出書類、部数及び提出方法

次の書類について、正本1部、副本15部を担当まで持参してください。

ア 業務提案書（任意様式）

※ ただし、「多賀城市立図書館システム構築業務要求水準書」別紙1ソフトウェア機能要件への対応については、別紙1の対応記入欄に記載の上、提出してください。

イ 実施体制調書（様式4）

ウ 業務実績調書（様式5）

エ 参考見積書（様式6）

(2) 提出期限

平成26年9月22日（月）午後5時15分

(3) 業務提案書等作成に係る留意事項について

- ア 必要書類、記載事項については、当実施要領及び「多賀城市立図書館システム構築業務要求水準書」の内容を十分熟知の上、抜け漏れのないよう作成してください。
- イ 業務提案書等の提出後の修正又は差替えは認めません。ただし、様式4実施体制調書に記載の配置予定技術者等について、病休・死亡・退職等のやむを得ない事情があるときは、教育委員会の了解を得た上で同等以上の者に変更することは可とします。
- ウ 業務提案書は、A4判両面印刷で作成し、目次を添付の上、製本してください。また、全体の構成図や表等で文字が小さく見にくくなる場合は、A3判でも可能としますが、A4判に収まるように折り込んでください。

10 選定方法

(1) 多賀城市立図書館システム構築業務事業者選定委員会

市職員により構成する「多賀城市立図書館システム構築業務事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、業務提案内容及び参考見積価格等を総合的に評価し、最も優れた評価を受けた事業者を契約相手方の候補者として選定します。

(2) 日時等

ア 日時

平成26年9月25日（木）開催予定

イ 会場

多賀城市役所5階501会議室

ウ 実施方法

- ① 選定委員会委員に対し、業務提案書に基づくプレゼンテーション及びシステムのデモンストレーション等を行っていただきます。
- ② プレゼンテーション及びデモンストレーションは、プロジェクターでスクリーンに投影し行ってください。
- ③ プロジェクター、スクリーン及び電源ケーブルは教育委員会が用意しますが、それ以外の機材は事業者において準備してください。

11 契約締結

選定委員会で契約相手方の候補者として選定された事業者と、業務仕様の内容を確認した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約するものとします。

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に係る一切の費用は、申込者の負担とします。
- (2) 提出された業務提案書等は返却しません。
- (3) 本プロポーザルに係る一切の提出書類等は、多賀城市情報公開条例（平成10年多賀城市条例第22号）に基づく情報公開の対象となります。ただし、公開に際しては、多賀城市情報公開条例第7条に掲げる非開示情報（個人情報、企業情報等）を除きます。

13 担当

〒985-8531

多賀城市中央二丁目1番1号

多賀城市教育委員会事務局生涯学習課図書館移転推進係 山形、佐々木

電話 022-368-1141 内線545

ファックス 022-309-2460

Eメール gakusyu@city.tagajo.miyagi.jp